

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 8 1 2（職員の任免）の運用について」の一部改正
について（通知）

「人事院規則 8 1 2（職員の任免）の運用について（平成 2 1 年 3 月 1 8 日
人企 5 3 2）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 3 年 4 月 1 日以降は
、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 第 4 2 条関係 1 ~ 4 （略） 5 この条の第 2 項第 2 号に掲げる 官職への採用について任期を定め る場合には、次に掲げる基準に従 わなければならない。 | 第 4 2 条関係 1 ~ 4 （略） 5 この条の第 2 項第 2 号に掲げる 官職への採用について任期を定め る場合には、次に掲げる基準に従 わなければならない。 |

(1) 採用予定官職が、特別の計画に基づき実施される研究事業に係る5年以内に終了する予定の科学技術に関する高度の専門的知識、技術等を必要とする研究業務であって、当該研究事業の能率的運営に特に必要であると認められるものに従事することを職務内容とする官職であることが、研究計画において明らかであること。

(2)～(4) (略)

6・7 (略)

(1) 採用予定官職が、特別の計画に基づき実施される研究事業に係る5年以内に終了する予定の科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する高度の専門的知識、技術等を必要とする研究業務であって、当該研究事業の能率的運営に特に必要であると認められるものに従事することを職務内容とする官職であることが、研究計画において明らかであること。

(2)～(4) (略)

6・7 (略)

以 上